

## 令和3年11月農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月30日（火曜日） 議事開始 午前 8時46分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 尾山 實文 竹下 助範 山下 正成 下原 小枝子  
栗下 章二 前原 幸太郎 岩屋 美智子 稲田 優  
田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 谷口 克美 赤川 リク子 西田 保子 園田 義保  
福迫 久利 津口 えりこ 山口 長徳 溝添 トミ子  
吉留 律子 宮田 吉人 土器 三紀夫 吉田 尚美  
伊地知トシ子 高谷 千代子 杉元 義男 中津 ゆみ子

### 欠席委員

【農業委員】 なし  
【推進委員】 増田 賢造

### 事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司  
農地調整係長 塩入 友之 農地調整係主査 大園 あけみ  
農地調整係主事 池田 哲也 農地調整係主事 佐藤 純大

## 議 題

報告第16号 農地等の合意解約について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農用地利用集積計画について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地証明願いについて

議案第48号 非農地判断について

議案第49号 農地法第5条の規定による買受適格証明願いについて

事務局長     それではただいまから令和3年11月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

尾山会長     【あいさつ・・・】

尾山議長     次に委員の出席状況を報告いたします。増田委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よって、ただ今の出席者は26人で定足数に達しております。これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、山下委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第16号及び議案第44号から議案第49号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします

事務局長     （議案朗読

尾山議長     議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第16号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局       議長。

尾山議長     事務局。

事務局       それでは、報告第16号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は17件でございます。2ページをご覧ください。

令和3年11月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて、順にご説明いたします。

整理番号1番及び2番につきましては、所有者にて耕作するため、解約するものでございます。

整理番号5番から11番につきましては、所有権移転するために解約するものでございます。3ページをご覧ください。

整理番号17番につきましては、担い手変更のため、解約するものでございます。以上、ご報告いたします。

尾山議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 議案説明の前に訂正を3か所お願いいたします。5ページの所有権移転整理番号3番と6ページの整理番号4番につきましては、伊地知委員の掘起しですので備考欄に記載をお願いいたします。あと1カ所訂正をお願いします。9ページの所有権移転整理番号11番の価格が「総額〇〇円」と記載されていますが、「10アールあたり〇〇円」が正しい価格なのでご訂正をお願いします。

それでは、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。4ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転16件、貸借2件の合計18件です。申請人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。また、所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。最初に所有権移転からご説明いたしますので5ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,204㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、152㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。備考欄に記載のあるとおり、空き家に附属した農地となりますので受人の経営面積は0㎡となっております。

整理番号3番、田1筆、1,194㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。伊地知委員の掘起しです。6ページをご覧ください。

整理番号4番、田1筆、276㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

こちらも伊地知委員の掘起しです。

整理番号5番、畑1筆、26㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、6ページから7ページをご覧ください。田4筆、3,103㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号7番、7ページから8ページをご覧ください。田1筆、1,013㎡の贈与です。

整理番号8番、田1筆、5,425㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、畑2筆、747㎡の売買です。価格は宅地込で総額〇〇円です。備考欄に記載のとおり、空き家に附属した農地となりますので受人の経営面積は0㎡となっています。9ページをご覧ください。

整理番号10番、田1筆、1,081㎡の交換です。議案第45号基盤法所有権移転整理番号4番との交換となります。受人の経営面積が1,316㎡しかありませんが、農地法施行令第2条第3項第2号に規定される農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外「その権利を取得しようとする者が、農業委員会のあるに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計がその交換による権利の移転の結果、農地法第3条第2項第5号に規定する面積を下回ることとならないと認められること。」に規定される要件を満たしております。

整理番号11番、田1筆、815㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。谷口委員の掘起しです。

整理番号12番、畑1筆、1,056㎡の贈与です。10ページをご覧ください。

整理番号13番、田1筆、1,503㎡の贈与です。

整理番号14番、畑1筆、300㎡の贈与です。受人の経営面積が申請農地と併せても1,894㎡ですが、備考欄に記載のとおり、農業振興

地域内農用地外10アール要件での取得となるため、問題はありません。

整理番号15番、田1筆、1,503㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。こちらも受人の経営面積が申請農地と併せても4,411㎡ですが、備考欄に記載のとおり農業振興地域内農用地外10アール要件での取得となるため、問題はありません。11ページをご覧ください。

整理番号16番、畑1筆、443㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。所有権移転につきましては、以上となります。続きまして、貸借について、ご説明いたしますので12ページをご覧ください。

整理番号1番、田3筆、2,733㎡の賃貸借です。価格は10アールあたりモミ〇〇です。

整理番号2番、12ページから13ページをご覧ください。田2筆、1,616㎡の使用貸借です。

以上、所有権移転16件、貸借2件、合計18件です。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第44号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地を栗下委員に、申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

尾山議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。つい最近まで山林でしたが、受人が伐採及び伐根して、畑となっています。現在、山椒とじゃがいもが作付けされていきました。周辺の状況は、北側は山林、東側は山林、南側は農地、西側は山林に接しています。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家で後継者はおられます。やや問題のある人ですが、営農に関しては一生懸命されています。所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

尾山議長 杉元委員。

杉元委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺の状況は、宅地と農地が混在しています。基盤整備はされていませんが、日照・接道・排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、東側にある家で一人暮らしをされています。現在、草刈や伐根作業をしており、整理が終われば、小菜園として利用するとの事でした。地域との調和については、以前、住んでいた所でも小菜園を作っていたとの事なので所有農地の管理は、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号3番及び6ページの整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を伊地知委員にお願いします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは、整理番号3番と4番は場所が隣接しており、受人も同じ人なので、まとめてご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺の状況は、宅地と農地が混在しています。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、周囲に迷惑を掛けられないように農地を管理し、周辺農家とも協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号5番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を園田委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員。

中津委員 それでは整理番号5番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていなくて農地の形状もあまり良くありません、周辺の状況は、宅地と畑が混在しています。日照・接道は良好ですが、排水は不良です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号5番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で露地野菜主体の専業農家で後継者はおられません。元々、下島内自治会出身でこちらに所有農地を持っているとの事です。申請農地の南側に農地が有りますが、申請農地が他人の手に渡ると農地に入れなくなる恐れがあるため、今回、売買となったとの事です。権利取得後は、小菜園として利用するとの事です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に整理番号6番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いしていましたが、本日、欠席のため、事務局にお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局        それでは増田委員から報告書を預かっておりますので、代読いたします。  
整理番号6番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内に  
あります。周囲の状況は、東側は山林、北・南側は水田、西側は市道に  
接しています。基盤整備はされておらず、農地の一部が日照・排水が不良  
です。接道は良好です。

      続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内の  
稲作主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和につい  
ては、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しま  
した。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長        次に7ページの整理番号7番の土地及び申請人「受人」の確認を福迫  
委員にお願いします。

福迫委員        議長。

尾山議長        福迫委員。

福迫委員        それでは整理番号7番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇  
自治会内にあります。基盤整備済みで東・南・西側は基盤整備済みの水田  
に接しています。北側は市道に接しています。市道を挟んで北側に宅地が  
あります。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は、毎年、水稲が  
作付けされてきました。

      続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稲  
主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、  
受人は専業農家で後継者もおり、所有農地の管理は行き届いている事から  
何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたしま  
す。

尾山議長        次に8ページの整理番号8番の土地及び申請人「受人」の確認を土器  
委員にお願いします。

土器委員        議長。

尾山議長        土器委員。

土器委員        それでは整理番号8番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇

自治会内にあります。周囲一帯は水田地帯です。基盤整備はされており、日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、周囲に迷惑を掛けないように農地を管理し、周辺農家とも協力していくとの事でしたので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号9番の土地及び申請人「受人」の確認を田上委員に願ひします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 それでは整理番号9番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。先月総会で空き家に附属した農地の指定で現地調査を行った農地で遊休化した農地です。基盤整備はされておらず、北・西側は山林、南側は宅地、西側は自己所有宅地で高低差もあり、条件の悪い農地です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、先月中旬に県外から夫婦で移住してきたばかりです。訪問時には、夫婦で竹や木を伐採していました。受人は宮崎県出身で過去に農業経験があるそうです。地域との調和については、既に〇〇自治会に加入されており、今後、地域での奉仕活動にも参加するとの事なので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に9ページの整理番号10番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員に願ひします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 それでは整理番号10番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲も基盤整備済みの水田地帯

です。申請地の北側と南側は受人の農地に挟まれているため、農地を交換する事となりました。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の専業農家です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号11番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員に願ひいたします。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 それでは整理番号11番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲も基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で水稻主体の兼業農家で〇〇の方です。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号12番の土地を福迫委員に、申請人「受人」の確認を伊地知委員に願ひいたします。まず、福迫委員に願ひいたします。

福迫委員 議長。

尾山議長 福迫委員。

福迫委員 それでは整理番号12番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備済みの畑作地帯です。周辺の状況は、北側に基盤整備済みの畑、東・南・西側は山林に接しています。やや日照不良です。西側には整備された農道があります。排水は良好です。農地の状況は、栗が作付けされており、栗園として下払い等管理されておりました。以上、報告いたします。

伊地知委員 議長。

尾山議長 伊地知委員。

伊地知委員 それでは整理番号12番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内で栗主体の専業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、周囲に迷惑を掛けないように農地を管理し、周辺農家とも協力していくとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に10ページの整理番号13番の土地及び申請人「受人」の確認を稲田委員にお願いします。

稲田委員 議長。

尾山議長 稲田委員。

稲田委員 それでは整理番号13番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周辺の状況は、宅地と畑が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。農地の状況は飼料作物が作付けされていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で露地野菜主体の兼業農家です。渡人が市外の施設に入所しており、後継者である受人に贈与する事となったそうです。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 次に整理番号14番の土地及び申請人「受人」の確認を園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

尾山議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号14番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周辺の状況は、宅地と畑が混在しています。受人の自宅のすぐ北側にあります。日照・接道・排水は良好です。農地の状況は小菜園として、管理されていました。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で露地

野菜主体の兼業農家です。受人と渡人の関係は、受人は渡人の〇〇という事で〇〇となります。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に整理番号15番の土地及び申請人「受人」の確認を赤川委員にお願いいたします。

赤川委員 議長。

尾山議長 赤川委員。

赤川委員 それでは整理番号15番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周辺の状況は、宅地と水田が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の兼業農家です。権利取得後は、水稻を作付けしたいとの事でした。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 次に11ページの整理番号16番の土地を西田委員に、申請人「受人」の確認を下原委員にお願いいたします。まず、西田委員にお願いいたします。

西田委員 議長。

尾山議長 西田委員。

西田委員 それでは整理番号16番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。周辺の状況は、北・西側は山林、東側は畑、南側は農道に接しています。日照・接道・排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に下原委員にお願いいたします。

下原委員 議長。

尾山議長 下原委員。

下原委員 それでは整理番号16番の受人について、ご報告いたします。受人は、

〇〇自治会内で稲作と建設業の兼業農家で後継者はいらっしゃいます。地域との調和については、受人は兼業ですが、営農にも一生懸命取り組まれており、所有農地の管理もしっかりされています。また、地域で定期的に行っている水路掃除や除草作業にも参加されており、周辺農家と協力して作業されている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に12ページの貸借整理番号1番の土地を中津委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、中津委員にお願いします。

中津委員 議長。

尾山議長 中津委員。

中津委員 それでは貸借整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。以上、報告いたします。

尾山議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

尾山議長 溝添委員。

溝添委員 それでは貸借整理番号1番の受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会内で稲作主体の兼業農家です。後継者はいらっしゃいません。権利取得後は、水稻を作付けするとの事でした。地域との調和については、周辺農家と協力し、周囲に迷惑をかけないようにするとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 次に貸借整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を田上委員にお願いします。

田上委員 議長。

尾山議長 田上委員。

田上委員 それでは貸借整理番号2番について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は四角形で良好です。周辺の状況は、北・南側は水田、東側は農地、西側は

山林に接しています。西側に山林がありますが、日照は良好です。接道・用排水も良好です。

続いて、受人について、ご報告いたします。受人は、〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。後継者はいらっしゃいません。地域との調和については、所有農地の管理は行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

尾山議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計18件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第44号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第45号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第45号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。14ページをご覧ください。今月の計画件数は所有権移転6件、利用権設定47件、合計53件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業は31件となっております。申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明して、他は省略させていただきます。

また、法人及び所有者が死亡している場合は、年齢が空欄となりますのでご了承ください。はじめに所有権移転関係につきまして、ご説明いたします。15ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1,928㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。山下委員の掘起しです。

整理番号2番、田1筆、1,686㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、畑1筆、1,330㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。16ページをご覧ください。

整理番号4番、田2筆、1,037㎡の交換です。議案第44号農地法第3条所有権移転整理番号10番との交換になります。

整理番号5番、田1筆、1,057㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。17ページをご覧ください。

整理番号6番、17ページから18ページをご覧ください。田5筆、3,177㎡の売買です。価格は総額1,122,950円で農地売買事業です。以上、所有権移転6件です。続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、貸借期間及び借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。なお、使用貸借については賃貸料の記載が空欄となりますのでご了承ください。19ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、1,433㎡の賃貸借です。杉元委員の掘起し

です。

整理番号2番、畑1筆、3, 357 m<sup>2</sup>の賃貸借です。20ページをご覧ください。

整理番号3番、20ページから21ページをご覧ください。田4筆、3, 596 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号4番、田3筆、9, 675 m<sup>2</sup>の賃貸借です。22ページをご覧ください。

整理番号5番、22ページから23ページをご覧ください。田5筆、畑1筆、計6筆10, 285 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、3, 122 m<sup>2</sup>の賃貸借です。24ページをご覧ください。

整理番号7番、24ページから27ページをご覧ください。田9筆、畑8筆、計17筆30, 078 m<sup>2</sup>の使用貸借です。28ページをご覧ください。

整理番号8番、田2筆、989 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号9番、28ページから29ページをご覧ください。田2筆、985 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号10番、田1筆、129 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号11番、29ページから30ページをご覧ください。田1筆、4, 016 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号12番、田2筆、4, 016 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号13番、30ページから32ページをご覧ください。田1筆、畑4筆、計5筆17, 498 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号14番、32ページから34ページをご覧ください。田2筆、畑6筆、計8筆3, 916 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号15番、田1筆、3, 867 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号16番、34ページから36ページをご覧ください。田5筆、4, 010 m<sup>2</sup>の賃貸借です。整理番号17番から同47番までは農地中間

管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。なお、借受人の経営面積欄の記載は農地中間管理機構が借り受けて利用配分計画の配分先が未入力となっている面積がシステム上表示されてしまいますのでご了承ください。

整理番号17番、36ページから37ページをご覧ください。田6筆、5,195㎡の賃貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号18番、畑3筆、3,963㎡の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号19番、田2筆、1,870㎡の賃貸借です。

整理番号20番、畑1筆、925㎡の賃貸借です。40ページをご覧ください。

整理番号21番、田1筆、4,685㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田1筆、1,003㎡の賃貸借です。

整理番号23番、40ページから41ページをご覧ください。田1筆、4,513㎡の賃貸借です。

整理番号24番、41ページから43ページをご覧ください。田1筆、畑4筆、5,738㎡の賃貸借です。

整理番号25番、畑1筆、2,546㎡の使用貸借です。

整理番号26番、畑1筆、4,263㎡の賃貸借です。44ページをご覧ください。

整理番号27番、畑1筆、1,024㎡の賃貸借です。

整理番号28番、畑2筆、4,633㎡の賃貸借です。45ページをご覧ください。

整理番号29番、畑1筆、8,027㎡の賃貸借です。

整理番号30番、畑1筆、1,786㎡の使用貸借です。

整理番号31番、45ページから47ページをご覧ください。畑5筆、14,459㎡の使用貸借です。

整理番号32番、畑3筆、16,461㎡の使用貸借です。48ページ

をご覧ください。

整理番号33番、畑1筆、2, 174㎡の使用貸借です。

整理番号34番、畑2筆、6, 438㎡の賃貸借です。49ページをご覧ください。

整理番号35番、畑1筆、2, 472㎡の使用貸借です。

整理番号36番、畑2筆、4, 552㎡の使用貸借です。50ページをご覧ください。

整理番号37番、畑1筆、11, 267㎡の使用貸借です。

整理番号38番、畑1筆、5, 607㎡の使用貸借です。

整理番号39番、50ページから52ページをご覧ください。畑5筆、11, 727㎡の使用貸借です。

整理番号40番、畑1筆、3, 072㎡の使用貸借です。

整理番号41番、畑1筆、2, 406㎡の使用貸借です。53ページをご覧ください。

整理番号42番、畑2筆、4, 848㎡の使用貸借です。

整理番号43番、田1筆、7, 653㎡の使用貸借です。54ページをご覧ください。

整理番号44番、54ページから55ページをご覧ください。畑4筆、14, 549㎡の使用貸借です。

整理番号45番、畑1筆、3, 105㎡の賃貸借です。

整理番号46番、55ページから56ページをご覧ください。畑3筆、5, 959㎡の使用貸借です。

整理番号47番、畑1筆、2, 838㎡の賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

尾山議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。これより議案第45号の審議に

入ります。15ページの所有権移転整理番号3番の譲受人は〇〇委員の配偶者です。よって、農業委員会等にする法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

尾山議長 それでは、ただ今から所有権移転整理番号3番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号3番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

尾山議長 それでは、所有権移転整理番号3番を除く、議案第45号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり、決定いたします。議案第45号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。ここでしばらく休憩いたします。

(10分間休憩)

尾山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第47号「非農地証明願いについて」、議案第48号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題と

いたします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
ご説明いたします。57ページをご覧ください。今月の許可申請件数は  
3件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させて  
いただきます。58ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、412㎡を駐車場敷地として、  
申請するものです。農地区分が第1種農地のため、原則不許可となります  
が、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1  
項第4号に規定されます集落接続に該当するため、第1種農地の不許可の  
例外と判断しております。工事期間は令和4年1月10日から1月31日  
まででございます。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費  
〇〇円、計〇〇円を全額自己資金にて対応されるとの事でございます。  
雨水につきましては、集水桝を経て、北側側溝に排水いたします。

整理番号2番、場所が大字〇〇、畑1筆、475㎡を一般個人住宅用地  
として申請するものですが、すでに倉庫が建築されているため、追認申請  
するものです。申請人より顛末書が提出されています。権利関係は使用貸  
借です。譲受人と譲渡人の関係は親子です。工事期間は許可日から令和4  
年3月31日まででございます。事業費につきましては、建築費〇〇円、  
造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額自己資金にて対応される  
との事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、  
東側側溝に排水いたします。雨水につきましても同様に集水桝を経て、  
東側側溝に排水いたします。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、484㎡を一般個人住宅用地  
として、申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和4年1  
月15日から令和4年12月31日まででございます。事業費につきまし  
ては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、

合計〇〇円を全額融資にて対応されるとの事でございます。生活排水につきましては、合併浄化槽で処理後、東側側溝に排水いたします。雨水につきましても同様に集水枡を経て、東側側溝に排水いたします。

続きまして、議案第47号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。59ページをご覧ください。今月の証明願い件数は3件です。申請人の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。60ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑1筆、1,141㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、381㎡です。申請理由は原野です。備考欄に記載していますが、農業振興地域内農用地につきましては、農振担当と協議済みでございます。

整理番号3番、60ページから61ページをご覧ください。場所が大字〇〇、田2筆、畑2筆、計4筆315㎡です。申請理由は原野です。

続きまして、議案第48号「非農地判断について」ご説明いたします。62ページをご覧ください。今月の非農地判断件数は10件です。63ページから64ページをご覧ください。場所が隣接しているため、一括して説明いたします。場所が大字〇〇、畑10筆、計6,463㎡です。現況が整理番号1番から9番までは原野、整理番号10番は山林でございます。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第46号から第48号については、11月29日、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 栗下第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、11月29日に委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第5条

3件、非農地証明願い3件、非農地判断10件、計16件です。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第46号の農地法第5条、整理番号1番についてご説明いたします。譲受人は市内で〇〇を営んでいます。現在の住居が住宅部分と事務所部分に分かれている事と同居する息子家族の成長に伴い、手狭になった事からすぐ近くの宅地を買いました。しかし、駐車スペースが狭かった事から隣接している申請地の所有者である譲受人に相談したところ、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から東に約100mのところに位置します。申請地の状況は、北・東・西側は宅地、南側は農道に接しております。農道の南側に農地がありますが、北側である事と駐車場のため、日照等に影響は無い事から農地への影響は全くないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。譲受人は、今回、一般個人住宅を建築したく、母親である譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約260mのところに位置します。申請地の状況は、北・西側は宅地、東側に市道、南側は田に接しています。南側に農地がございますが、北側になるので日照等に影響が無いことから、農地への影響は全くないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明いたします。譲受人は現在、借家に住んでいますが、一般個人住宅を建築したく、適地を捜していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、承諾を得たので申請するものでございます。場所は〇〇地区です。加久藤保育園のすぐ西側にあります。申請地の状況は、東・南側は市道、北・西側は田に接しております。北側に農地がありますが、境界線より離して建築する事や被害防除対策を講じる事から農地への影響は全くないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第47号の非農地証明願いにつきまして、ご説明いた

します。まず、整理番号1番については、現地調査の移動時間を長く要したため、現地調査が出来なかったので事務局が用意した航空写真と現地写真で判断しました。場所は〇〇地区で現況は山林となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明します。場所は〇〇地区で現況は原野となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続整理番号3番についてご説明します。場所は〇〇地区で現況は原野となります。耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第48号の非農地判断につきまして、ご説明いたします。整理番号1番から10番につきまして、場所が隣接していますので一括して、ご説明いたします。場所は内堅地区でございます。申請地まで行くのに大変時間が掛かることから事務局が用意した、航空写真、現況写真等で判断いたしました。現況がすでに農地でなく、周辺に農地も無いことから耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地で農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を

農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。  
その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条申請  
3件、非農地証明願い3件、非農地判断10件の計16件につきましては、  
全会一致で許可相当及び非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。  
皆さまにご審議をお願いいたしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きます、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による転用許可申請  
において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題  
ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありまし  
たとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願い及び非農  
地判断について、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地  
判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よって、今月の  
議案第46号から第48号の計16件につきましては、転用許可基準及び、  
非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより  
審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第46  
号から第48号に対する第2小委員長の報告は許可相当であります。また、  
事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第46号  
から第48号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めま  
す。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第46号は原案のとおり、許可相当として  
知事に意見書を送付いたします。また、議案第47号及び48号は、お諮

りのとおり決定いたします。次に議案第49号「農地法第5条の規定による買受適格証明願いについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 それでは議案第49号、農地法第5条の規定による買受適格証明願いについてご説明いたします。65ページをご覧ください。証明願い件数は1件でございます。本案件につきましては、裁判所が実施する競売に関わる案件となりますが、判断する基準につきましては、通常の農地法第5条、転用許可基準と変わりませんので同様にご審議いただきますようお願いいたします。申請人等の住所・氏名、立地基準については説明を省略させていただきます。66ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑3筆、12、709㎡を畜舎及び駐車場敷地として、取得しようとするものでございます。入札の期日は令和4年1月6日から1月13日、開札期日は1月20日、売買決定期日は2月10日となっています。競売の最低入札金額に当たる買受可能額〇〇円を全額自己資金により対応されます。

売買が決定した場合の計画についてございますが、工事期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっています。事業費につきましては、既存畜舎の解体及び造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金で対応されるとの事でございます。雨水につきましては、西側市道側溝に排水いたします。糞につきましては堆肥舎で処理し、尿などの汚水は汚水処理施設で処理後、西側市道側溝に排水いたします。以上、ご審議方、よろしく願いいたします。

尾山議長 事務局の説明が終わりました。議案第49号については、29日、第2小委員会で審議がされていますので、ここで第2小委員会から報告をお願いします。

栗下第2小委員長 議長。

尾山議長 第2小委員長。

栗下第2小委員長 それでは、議案第49号農地法第5条の規定による買受適格証明  
願いについて、報告いたします。

整理番号1番、願出人は規模拡大のため、今回の競売地を豚舎及び駐車場敷地として取得するため、買受適格証明願いを提出されたものでございます。既存豚舎及び関連施設は解体し、新たに豚舎3棟、管理棟等8棟、駐車場などを建築及び造成する計画でございます。場所は〇〇地区でございます。〇〇から北西側に約900mのところ position します。申請地の状況は、北・東側は山林、南側は防衛庁敷地、西側は市道に接しています。周辺に農地は無いので農地への影響は全くないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第5条買受適格証明願い1件につきましては、適格相当であると判断いたしました。皆さまにご審議をお願いいたしまして、第2小委員会の報告を終わります。

尾山議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第5条の規定による買受適格証明願いについて、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。よって、今月の議案第49号につきましては、農地法第5条の要件を満たし、適格相当であると判断いたします。以上でございます。

尾山議長 ただ今、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 畜産の大規模な豚舎ができる計画であります。ちまたでは汚水や悪臭

など環境汚染が発生している状況は、皆様もご承知だと思いますが、計画での収容頭数及び家畜の種類等がお分かりであれば、お教えてください。また、大雨などで下流の方に汚水が流れてくるのではないかと心配をします。えびの市でブランド認定されたえびの米がありますが、汚水で生産されたなどの風評により、地域社会に大きな反響が出る恐れがあると考えますので収容頭数や家畜の種類などの詳しい説明をお願いいたします

事務局 現時点では、適格証明願い申請書には収容頭数等は記載してございません。計画では、汚水処理施設は明記されていますのでこちらで汚水を処理して、市道側溝に排水いたします。排水については、市建設課と関係団体と協議されています。今回は、あくまでも買受適格であるかどうかを審査するだけとなりますので正確な頭数など記載がありませんが、売買が正式に決定した段階で農地法第5条許可申請書が提出されますので改めて審議して頂く事となりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 現時点では、飼育頭数等把握されていないのでしょうか。

事務局 議長。

尾山議長 事務局。

事務局 現時点では、把握していない状況です。

谷口委員 議長。

尾山議長 谷口委員。

谷口委員 分かりました。質問は以上で終わります。

尾山議長 谷口委員のご心配も分かりますので、正式に売買が決定した時には、農地法第5条許可申請書が提出されれば、委員皆様が納得されるように説明できると考えますのでよろしくお願いいたします。他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

尾山議長 質疑なしの発言がありましたので質疑を終結いたします。お諮りいたし

ます。議案第49号に対する第2小委員長の報告は適格相当であります。また、事務局の判断も適格相当であります。お諮りいたします。議案第49号は、買受適格者であると承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

尾山議長 全員賛成と認めます。議案第49号は、買受適格相当として知事に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時28分